

生食発1016第1号

平成27年10月16日

(最終改正：平成29年3月17日生食発0317第19号)

各 都道府県知事
保健所設置市長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公印省略)

対ミャンマー輸出牛肉の取扱いについて

標記については、ミャンマー政府との協議の結果、別紙のとおり「対ミャンマー輸出牛肉の取扱要綱」を定めることとしたので、御了知の上、関係事業者に対して周知及び御指導いただくとともに、当該要綱に基づく運用について遺漏のないよう御配慮願います。